

単体情報

●バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示事項 <定量的な開示事項>

自己資本の構成に関する事項（第2条第3項第1号）

自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項目	平成19年9月中間期	平成20年9月中間期	項目	平成19年9月中間期	平成20年9月中間期
(自己資本)			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	22	22
資本金	8,000	8,000	告示第41条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	—	—
うち非累積的永久優先株	—	—	告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	—	—
新株式申込証拠金	—	—	短期劣後債務及びこれに準ずるもの	—	—
資本準備金	5,759	5,759	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
その他資本剰余金	—	—	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	—	—
利益準備金	2,724	2,724	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	—	—
その他利益剰余金	10,986	11,314	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つI/Oストリップ(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	—
その他	—	—	控除項目不算入額(△)	—	—
自己株式(△)	111	124	(控除項目)計(E)	22	22
自己株式申込証拠金	—	—	自己資本額(D)-(E)(F)	31,064	30,133
社外流出予定額(△)	155	155			
その他有価証券の評価差損(△)	—	1,239			
新株予約権	—	—			
営業権相当額(△)	—	—			
のれん相当額(△)	—	—			
企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	(リスク・アセット等)		
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—	—	資産(オン・バランス)項目	309,407	311,888
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—	オフ・バランス取引等項目	2,342	1,592
※繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	—	—	マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	—	—
※繰延税金資産の控除金額(△)	—	—	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	21,234	21,281
[基本的項目]計(A)	27,203	26,278	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	—	—
うち告示第40条第2項に掲げるものの額及び基本的項目の額に占める割合	(—)	(—)	合計(G)	332,984	334,762
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,803	1,785	単体総所要自己資本額(Gに4%を乗じた額)	13,319	13,390
一般貸倒引当金	2,292	2,270			
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—			
負債性資本調達手段等	—	—			
告示第41条第1項第3号に掲げるもの	—	—			
告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	—	—			
補完的項目不算入額(△)	210	177			
[補完的項目]計(B)	3,884	3,878			
短期劣後債務	—	—			
準補完的項目不算入額(△)	—	—			
[準補完的項目]計(C)	—	—	自己資本比率(国内基準)(F)/(G)	9.32	9.00
自己資本総額(A)+(B)+(C)(D)	31,087	30,156	参考:Tier1比率(国内基準)(A)/(G)	8.16	7.84

自己資本の充実度に関する事項（第2条第3項第2号）

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
信用リスクに対する所要自己資本の額

資産（オン・バランス）項目

（単位：百万円）

項 目	(参考) 告示で定める リスク・ウェイト (%)	所要自己資本の額	
		平成19年9月中間期	平成20年9月中間期
1. 現 金	0	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	—	—
4. 国際決済銀行等向け	0	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	11	10
7. 国際開発銀行向け	0~100	—	—
8. 我が国の政府関係機関向け	10~20	26	30
9. 地方3公社向け	20	59	72
10. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20~100	593	711
11. 法人等向け	20~100	5,888	5,765
12. 中小企業等向け及び個人向け	75	2,326	2,388
13. 抵当権付住宅ローン	35~100	650	613
14. 不動産取得等事業向け	100	1,415	1,385
15. 3月以上上延滞等	50~150	92	107
16. 取立未済手形	20	—	—
17. 信用保証協会等による保証付	10	183	169
18. 株式会社産業再生機構による保証付	10	—	—
19. 出 資 等	100	489	452
20. 上 記 以 外	100	598	721
21. 証券化(オリジネーターの場合)	20~100	—	—
22. 証券化(オリジネーター以外の場合)	20~350	41	46
23. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンドのうち、個々の資産の把握が困難な資産)	—	—	—
合 計		12,376	12,475

(注) 3月以上延滞等には、3月以上延滞した者に係るエクスポージャーおよび引当割合案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーに係る所要自己資本の額を記載しております。

オフ・バランス項目

（単位：百万円）

項 目	掛 目 (%)	所要自己資本の額	
		平成19年9月中間期	平成20年9月中間期
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	17	1
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	0	0
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50	7	8
	50	—	—
5. N I F 又 は R U F	<75>	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	17	10
7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金金の保証)	100	50	43
	100	9	7
(うち有価証券の保証)	100	—	—
(うち手形引受)	100	0	0
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	100	—	—
控 除 額 (△)	—	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供	—	—	—
又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	—	—
12. 派 生 商 品 取 引	—	0	0
(1) 外 為 関 連 取 引	—	0	0
(2) 金 利 関 連 取 引	—	—	—
(3) 金 関 連 取 引	—	—	—
(4) 株 式 関 連 取 引	—	—	—
(5) 貴 金 属 (金 を 除 く) 関 連 取 引	—	—	—
(6) その他のコモディティ関連取引	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—	—
13. 長期決済期間取引	—	—	—
14. 未 決 済 取 引	—	—	—
15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—	—
16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	—	—
合 計		93	63

ホ オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

	平成19年9月中間期	平成20年9月中間期
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本額	849	851
うち基礎的手法	849	851
うち粗利益配分手法	—	—
うち先進的計測手法	—	—

信用リスクに関する次に掲げる事項 (第2条第3項第3号)

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

ハ 3ヶ月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの中間期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクスポージャーに関する中間期末残高および3ヶ月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高 (地域別、業種別、残存期間別)

(単位:百万円)

	信用リスクエクスポージャー中間期末残高								3ヶ月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引			
	平成19年 9月中間期	平成20年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成20年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成20年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成20年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成20年 9月中間期
国内計	538,686	546,721	391,904	387,248	86,445	88,322	3	—	3,567	3,427
国外計	31,652	28,321	—	—	31,557	28,213	—	—	181	290
地域別合計	570,339	575,043	391,904	387,248	118,003	116,536	3	—	3,748	3,717
製造業	51,187	53,800	42,635	44,452	6,495	7,382	—	—	666	629
農業	948	853	947	852	—	—	—	—	12	—
林業	411	323	411	323	—	—	—	—	310	6
漁業	82	93	82	74	—	—	—	—	—	—
鉱業	411	396	411	396	—	—	—	—	—	—
建設業	43,215	42,788	42,899	42,440	200	294	—	—	378	1,487
電気・ガス・熱供給・水道業	9,222	9,768	8,298	8,915	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1,497	1,444	816	740	594	586	—	—	—	—
運輸業	14,942	15,542	13,311	14,432	1,218	721	—	—	—	1
卸・小売業	49,472	46,813	48,037	45,295	1,263	1,315	—	—	167	277
金融・保険業	85,560	88,672	11,235	9,177	44,107	40,728	0	0	181	290
不動産業	60,146	59,531	57,410	56,935	1,400	1,391	—	—	969	327
各種サービス業	78,476	76,780	76,682	74,979	1,398	1,357	—	—	404	363
国・地方公共団体	71,856	74,543	10,353	11,622	61,323	62,757	—	—	—	—
その他	78,600	76,814	78,370	76,609	—	—	—	—	658	334
その他	24,304	26,874	—	—	—	—	3	0	—	—
業種別合計	570,339	575,043	391,904	387,248	118,003	116,536	3	0	3,748	3,717
1年以下	166,310	180,262	131,919	121,945	9,152	23,309	3	0	212	357
1年超3年以下	71,297	59,066	32,757	32,455	38,539	26,610	—	—	402	355
3年超5年以下	55,898	57,695	39,510	45,411	16,388	12,283	—	—	526	186
5年超7年以下	35,316	37,917	27,257	30,016	8,058	7,899	—	—	167	582
7年超10年以下	52,673	60,895	35,692	35,523	16,981	25,372	—	—	756	230
10年超	151,488	140,864	124,299	121,518	27,189	19,336	—	—	657	477
期間の定めのないもの	37,354	38,341	466	375	1,693	1,723	—	—	1,026	1,528
残存期間別合計	570,339	575,043	391,904	387,248	118,003	116,536	3	0	3,748	3,717

- (注) 1. 信用リスクエクスポージャー中間期末残高の業種別のその他には、現金や有形・無形固定資産などを含めて記載しております。
 2. デリバティブ取引の業種別のその他は、業種の区分ができないものを記載しております。
 3. 信用リスクエクスポージャー中間期末残高の残存期間別の期間の定めのないもの項目には、現金や有形・無形固定資産などを含めて記載しております。
 4. 信用リスクエクスポージャー中間期末残高並びに、貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引の残存期間別残高は、部分直接償却後の貸出金の残存期間が把握できないため、部分直接償却額を1年以下から控除して記載しております。なお、残存期間1年以下から控除した部分直接償却額は、信用リスクエクスポージャー中間期末残高では平成19年9月中間期が1,157百万円、平成20年9月中間期が759百万円、貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引では平成19年9月中間期が1,156百万円、平成20年9月中間期が759百万円であります。
 5. 3ヶ月以上延滞エクスポージャーの残存期間別残高は、部分直接償却後の貸出金の残存期間が把握できないため、部分直接償却額を期間の定めのないものから控除して記載しております。なお、期間の定めのないものから控除した部分直接償却額は、平成19年9月中間期が1,754百万円、平成20年9月中間期は1,954百万円であります。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高および期中増減額

(単位:百万円)

		期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
一般貸倒引当金	平成19年9月中間期	2,165	2,292	2,165	2,292
	平成20年9月中間期	2,223	2,270	2,223	2,270
個別貸倒引当金	平成19年9月中間期	5,873	5,443	5,873	5,443
	平成20年9月中間期	5,211	3,976	5,211	3,976
特定海外債権引当勘定	平成19年9月中間期	—	—	—	—
	平成20年9月中間期	—	—	—	—
合計	平成19年9月中間期	8,039	7,735	8,039	7,735
	平成20年9月中間期	7,434	6,246	7,434	6,246

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高		期中増加額		期中減少額		中間期末残高	
	平成19年 9月中間期	平成20年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成20年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成20年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成20年 9月中間期
計	2,165	2,223	2,292	2,270	2,165	2,223	2,292	2,270
内外別	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別	2,165	2,223	2,292	2,270	2,165	2,223	2,292	2,270
製造業	304	293	310	297	304	293	310	297
農業	6	6	6	5	6	6	6	5
林業	0	0	0	0	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	385	252	252	296	385	252	252	296
電気・ガス・熱供給・水道業	15	18	19	18	15	18	19	18
情報通信業	2	2	3	6	2	2	3	6
運輸業	66	219	204	231	66	219	204	231
卸売業	298	298	336	291	298	298	336	291
金融・保険業	125	188	112	183	125	188	112	183
不動産業	214	273	208	299	214	273	208	299
各種サービス業	547	467	626	441	547	467	626	441
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	196	200	209	196	196	200	209	196
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	2,165	2,223	2,292	2,270	2,165	2,223	2,292	2,270

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高		期中増加額		期中減少額		中間期末残高	
	平成19年 9月中間期	平成20年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成20年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成20年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成20年 9月中間期
計	5,873	5,211	5,443	3,976	5,873	5,211	5,443	3,976
内外別	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別	5,873	5,211	5,443	3,976	5,873	5,211	5,443	3,976
製造業	933	750	857	708	933	750	857	708
農業	3	1	1	0	3	1	1	0
林業	467	91	349	91	467	91	349	91
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	579	1,064	1,102	681	579	1,064	1,102	681
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業	—	—	—	11	—	—	—	11
卸売業	1,500	1,232	1,188	1,007	1,500	1,232	1,188	1,007
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	1,059	607	725	316	1,059	607	725	316
各種サービス業	1,123	1,277	1,033	997	1,123	1,277	1,033	997
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	173	152	142	127	173	152	142	127
その他	33	35	42	33	33	35	42	33
業種別合計	5,873	5,211	5,443	3,976	5,873	5,211	5,443	3,976

ホ 業種別又は取引相手別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却	
	平成19年9月中間期	平成20年9月中間期
製造業	68	295
農業	—	0
林業	—	—
漁業	—	—
鉱業	—	—
建設業	122	246
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業	—	12
卸売業	20	50
金融・保険業	—	—
不動産業	345	115
各種サービス業	148	100
国・地方公共団体	—	—
個人	9	6
その他	—	—
業種別合計	715	827

(注) 貸出金償却の額は、部分直接償却の実施額および最終処理により直接償却した額の合計額を記載しております。

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高の規定により資本控除した額

リスク・ウェイトの区分毎のエクスポージャー

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額			
	平成19年9月中間期		平成20年9月中間期	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	122,214	—	131,079
10%	—	52,469	—	49,969
20%	9,571	36,193	9,370	32,883
35%	—	46,097	—	43,373
50%	13,283	5,100	14,436	4,804
75%	—	74,832	—	76,902
100%	11,137	202,119	8,529	206,498
150%	181	888	290	622
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	34,173	539,914	32,627	546,134

(注) 1. 適格格付機関が個別格付を付与しているエクスポージャー（告示第51条の個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱いを含む。）は、格付有りに記載しております。
 2. ソブリン並びに、金融機関および第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しております。
 3. 担保や保証により信用リスクが削減されているエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しておりますが、リスク・ウェイトの区分は、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに応じて記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項（第2条第3項第4号）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

区 分	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成19年9月中間期	平成20年9月中間期
現金及び自己預金	11,997	11,607
適格債権	—	—
適格株式	—	—
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保合計	11,997	11,607
適格保証	7,766	6,455
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	7,766	6,455

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（第2条第3項第5号）

イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて計算しております。

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期	平成20年9月中間期
グロス再構築コストの額の合計額	0	—

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類および取引の区分	与信相当額	
	平成19年9月中間期	平成20年9月中間期
派生商品取引	3	0
外国為替関連取引及び金関連取引	3	0
金利関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
合計	3	0

(注) 原契約期間が5営業日以内（14日以内）の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ニ グロスの再構築に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期	平成20年9月中間期
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額	3	0
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	3	0
差引	0	0

ホ 担保の種類別の額

信用リスク削減手法に用いた担保の種類および金額
該当ありません。

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類および取引の区分	与信相当額	
	平成19年9月中間期	平成20年9月中間期
派 生 商 品 取 引	3	0
外国為替関連取引及び金関連取引	3	0
金 利 関 連 取 引	—	—
株 式 関 連 取 引	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く。)	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	—	—
合 計	3	0

(注) 原契約期間が5営業日以内(14日以内)の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額
該当ありません。

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額
該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項(第2条第3項第6号)

イ 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当中間期の証券化取引に係るものに限る。)
該当ありません。
- (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、3月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当中間期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当中間期の証券化取引に係るものに限る。)
該当ありません。
- (3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
該当ありません。
- (5) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (6) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (7) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて
該当ありません。
- (8) 当中間期に証券化を行ったエクスポージャーの概略
該当ありません。
- (9) 証券化取引に伴い当中間期に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (10) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

ロ 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期	平成20年9月中間期
住 宅 ロ ー ン 債 権	—	—
自 動 車 ロ ー ン 債 権	—	—
ク レ ジ ッ ト カ ー ド 与 信	—	—
リ ー ス 債 権	—	—
ク レ ジ ッ ト リ ン ク 債	1,192	1,420
合 計	1,192	1,420

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト毎の残高及び所要自己資本

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期		平成20年9月中間期	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
0%	—	—	—	—
20%	192	1	—	—
50%	—	—	525	10
100%	1,000	40	895	35
150%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除計	1,192	41	1,420	46

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。

(4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項（第2条第3項第8号）

イ 中間貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間貸借対照表計上額

(1) 出資等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期		平成20年9月中間期	
	中間貸借対照表額	時価	中間貸借対照表額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額	15,254	—	12,099	—
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額	2,329	—	2,792	—
合計	17,584	17,584	14,891	14,891

(2) 子会社・関連会社株式の中間貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	中間貸借対照表額	
	平成19年9月中間期	平成20年9月中間期
子会社・子法人等	13	13
関連法人等	—	—
合計	13	13

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期	平成20年9月中間期
売却損益額	51	△55
償却損益額	246	85

ハ 中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額

中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額は平成19年9月中間期は4,840百万円、平成20年9月中間期は1,702百万円であります。

ニ 中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

ホ 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第18条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額

該当ありません。

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額
(第2条第3項第10号)

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期	平成20年9月中間期
金利ショックに対する経済的価値の増減額 (アウトライヤー基準による上方金利ショック下 (99%タイル値)での現在価値変動額)	△1,249	△1,618

●バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示事項 <定量的な開示事項>

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額(第4条第3項第1号)

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社は該当ありません。

自己資本の構成に関する事項 (第4条第3項第2号)

自己資本の構成

(単位:百万円、%)

項目	平成19年9月中間期	平成20年9月中間期	項目	平成19年9月中間期	平成20年9月中間期
(自己資本)			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	22	22
資本金	8,000	8,000	告示第29条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	—	—
うち非累積的永久優先株	—	—	告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	—	—
新株式申込証拠金	—	—	短期劣後債務及びこれに準ずるもの	—	—
資本剰余金	5,759	5,759	告示第31条第1項第2号に規定する連結の範囲に含まれないものに対する投資に相当する額	—	—
利益剰余金	13,948	14,291	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
自己株式(△)	111	124	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	—	—
自己株式申込証拠金	—	—	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	—	—
社外流出予定額(△)	155	155	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つ/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	—
その他有価証券の評価差損(△)	—	1,239	控除項目不算入額(△)	—	—
為替換算調整勘定	—	—	(控除項目)計(E)	22	22
新株予約権	—	—	自己資本額(D)-(E)(F)	33,561	32,769
連結子法人等の少数株主持分	2,198	2,331			
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—			
営業権相当額(△)	—	—			
のれん相当額(△)	—	—			
企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	(リスク・アセット等)		
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—	—	資産(オン・バランス)項目	318,871	319,963
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—	オフ・バランス取引等項目	2,342	1,592
※繰延税金資産の控除前の【基本的項目】計(上記各項目の合計額)	—	—	マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	—	—
※繰延税金資産の控除金額(△)	—	—	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	21,349	21,539
[基本的項目]計(A)	29,639	28,861	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	—	—
うち告示第28条第2項に掲げるものの額及び基本的項目に占める割合	(—)	(—)	合計(G)	342,564	343,095
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,803	1,785	連結総所要自己資本額(G)に4%を乗じた額	13,702	13,723
一般貸倒引当金	2,415	2,453			
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—			
負債性資本調達手段等	—	—			
告示第29条第1項第3号に掲げるもの	—	—			
告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	—	—			
補充的項目不算入額(△)	274	308			
【補充的項目】計(B)	3,944	3,930			
短期劣後債務	—	—			
準補充的項目不算入額(△)	—	—			
【準補充的項目】計(C)	—	—	自己資本比率(国内基準)(F)/(G)	9.79	9.55
自己資本総額(A)+(B)+(C)(D)	33,584	32,792	参考:Tier1比率(国内基準)(A)/(G)	8.65	8.41

自己資本の充実度に関する事項（第4条第3項第3号）

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
信用リスクに対する所要自己資本の額

資産（オン・バランス）項目

（単位：百万円）

項 目	(参考) 告示で定める リスク・ウェイト (%)	所要自己資本の額	
		平成19年9月中間期	平成20年9月中間期
1. 現 金	0	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	—	—
4. 国際決済銀行等向け	0	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	11	10
7. 国際開発銀行向け	0~100	—	—
8. 我が国の政府関係機関向け	10~20	26	30
9. 地方3公社向け	20	59	72
10. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20~100	593	714
11. 法人等向け	20~100	6,200	6,054
12. 中小企業等向け及び個人向け	75	2,325	2,387
13. 抵当権付住宅ローン	35~100	648	610
14. 不動産取得等事業向け	100	1,414	1,385
15. 3月以上上延滞等	50~150	102	109
16. 取立未済手形	20	—	—
17. 信用保証協会等による保証付	10	183	169
18. 株式会社産業再生機構による保証付	10	—	—
19. 出資等	100	490	453
20. 上記以外	100	657	753
21. 証券化(オリジネーターの場合)	20~100	—	—
22. 証券化(オリジネーター以外の場合)	20~350	41	46
23. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンドのうち、個々の資産の把握が困難な資産)	—	—	—
合 計		12,754	12,798

(注) 3月以上延滞等には、3月以上延滞した者に係るエクスポージャーおよび引当割合案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーに係る所要自己資本の額を記載しております。

オフ・バランス項目

（単位：百万円）

項 目	掛 目 (%)	所要自己資本の額	
		平成19年9月中間期	平成20年9月中間期
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	17	1
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	0	0
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50	7	8
	50	—	—
5. N I F 又 は R U F	<75>	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	17	10
7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金金の保証)	100	50	43
	100	9	7
(うち有価証券の保証)	100	—	—
(うち手形引受)	100	0	0
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	100	—	—
控 除 額 (△)	—	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供	—	—	—
又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	—	—
12. 派 生 商 品 取 引	—	0	0
(1) 外 為 関 連 取 引	—	0	0
(2) 金 利 関 連 取 引	—	0	—
(3) 金 関 連 取 引	—	—	—
(4) 株 式 関 連 取 引	—	—	—
(5) 貴 金 属 (金 を 除 く) 関 連 取 引	—	—	—
(6) その他のコモディティ関連取引	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—	—
13. 長期決済期間取引	—	—	—
14. 未 決 済 取 引	—	—	—
15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—	—
16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	—	—
合 計		93	63

ホ オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期	平成20年9月中間期
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本額	853	861
うち 基礎的手法	853	861
うち 粗利益配分手法	—	—
うち 先進的計測手法	—	—

信用リスクに関する次に掲げる事項（第4条第3項第4号）

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

ハ 3ヶ月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの中間期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクスポージャーに関する中間期末残高および3ヶ月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー中間期末残高								3ヶ月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引			
	平成19年 9月中間期	平成20年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成20年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成20年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成20年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成20年 9月中間期
国内計	548,045	555,257	388,408	382,374	86,445	88,322	4	—	4,277	4,068
国外計	31,652	28,321	—	—	31,557	28,213	—	—	181	290
地域別合計	579,698	583,579	388,408	382,374	118,003	116,536	4	—	4,458	4,359
製造業	51,187	53,800	42,635	44,452	6,495	7,382	—	—	672	635
農業	948	853	947	852	—	—	—	—	12	—
林業	411	323	411	323	—	—	—	—	310	6
漁業	82	93	82	74	—	—	—	—	—	—
鉱業	411	396	411	396	—	—	—	—	—	—
建設業	43,215	42,788	42,899	42,440	200	294	—	—	378	1,487
電気・ガス・熱供給・水道業	9,222	9,768	8,298	8,915	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1,497	1,445	816	740	594	586	—	—	—	—
運輸業	14,963	15,563	13,311	14,432	1,218	721	—	—	28	1
卸・小売業	49,472	46,813	48,037	45,295	1,263	1,315	—	—	167	277
金融・保険業	85,587	88,994	11,235	9,177	44,107	40,728	0	0	181	290
不動産業	60,146	59,531	57,410	56,935	1,400	1,391	—	—	969	327
各種サービス業	74,985	71,912	73,186	70,105	1,398	1,357	—	—	431	390
国・地方公共団体	71,856	74,543	10,353	11,622	61,323	62,757	—	—	—	—
個人	78,600	76,814	78,370	76,609	—	—	—	—	1,163	598
その他	37,106	39,934	—	—	—	—	3	0	143	345
業種別合計	579,698	583,579	388,408	382,374	118,003	116,536	4	0	4,458	4,359
1年以下	166,395	180,550	131,919	121,845	9,152	23,309	4	0	355	357
1年超3年以下	70,112	56,842	31,572	30,231	38,539	26,610	—	—	402	355
3年超5年以下	53,587	55,145	37,199	42,861	16,388	12,283	—	—	526	186
5年超7年以下	35,316	37,917	27,257	30,016	8,058	7,899	—	—	167	582
7年超10年以下	52,673	60,895	35,692	35,523	16,981	25,372	—	—	756	230
10年超	151,488	140,864	124,299	121,518	27,189	19,336	—	—	657	477
期間の定めのないもの	50,124	51,362	466	375	1,693	1,723	—	—	1,593	2,170
残存期間別合計	579,698	583,579	388,408	382,374	118,003	116,536	4	0	4,458	4,359

- (注) 1. 信用リスクエクスポージャー中間期末残高の業種別のその他には、現金や有形・無形固定資産などのほか、リース資産などを含めて記載しております。
 2. デリバティブ取引の業種別のその他は、業種の区分ができないものを記載しております。
 3. 信用リスクエクスポージャー中間期末残高の残存期間別の期間の定めのないもの項目には、現金や有形・無形固定資産などのほか、リース資産などを含めて記載しております。
 4. 信用リスクエクスポージャー中間期末残高並びに、貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引の残存期間別残高は、部分直接償却後の貸出金の残存期間が把握できないため、部分直接償却額を1年以下から控除して記載しております。なお、残存期間1年以下から控除した部分直接償却額は、信用リスクエクスポージャー中間期末残高では平成19年9月中間期が1,157百万円、平成20年9月中間期が759百万円、貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引では平成19年9月中間期が1,156百万円、平成20年9月中間期が759百万円です。
 5. 3ヶ月以上延滞エクスポージャーの残存期間別残高は、部分直接償却後の貸出金の残存期間が把握できないため、部分直接償却額を期間の定めのないものから控除して記載しております。なお、期間の定めのないものから控除した部分直接償却額は、平成19年9月中間期が1,754百万円、平成20年9月中間期は1,954百万円です。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高および期中増減額

(単位：百万円)

	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
一般貸倒引当金	平成19年9月中間期 2,302	2,415	2,302	2,415
	平成20年9月中間期 2,331	2,453	2,331	2,453
個別貸倒引当金	平成19年9月中間期 6,577	6,106	6,577	6,106
	平成20年9月中間期 5,756	4,812	5,756	4,812
特定海外債権引当勘定	平成19年9月中間期 —	—	—	—
	平成20年9月中間期 —	—	—	—
合計	平成19年9月中間期 8,880	8,521	8,880	8,521
	平成20年9月中間期 8,088	7,265	8,088	7,265

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高		期中増加額		期中減少額		中間期末残高	
	平成19年 9月中間期	平成20年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成20年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成20年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成20年 9月中間期
計	2,302	2,331	2,415	2,453	2,302	2,331	2,415	2,453
内外別合計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	2,302	2,331	2,415	2,453	2,302	2,331	2,415	2,453
製造業	304	293	310	297	304	293	310	297
農業	6	4	6	5	6	4	6	5
林業	0	0	0	0	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	385	252	252	296	385	252	252	296
電気・ガス・熱供給・水道業	15	18	19	18	15	18	19	18
情報通信業	2	2	3	6	2	2	3	6
運輸業	66	219	204	231	66	219	204	231
卸売業	298	298	336	291	298	298	336	291
金融・保険業	125	188	112	183	125	188	112	183
不動産業	214	273	208	299	214	273	208	299
各種サービス業	539	458	620	432	539	458	620	432
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	300	285	303	278	300	285	303	278
その他	40	32	36	110	40	32	36	110
業種別合計	2,302	2,331	2,415	2,453	2,302	2,331	2,415	2,453

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高		期中増加額		期中減少額		中間期末残高	
	平成19年 9月中間期	平成20年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成20年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成20年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成20年 9月中間期
計	6,577	5,756	6,106	4,812	6,577	5,756	6,106	4,812
内外別合計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	6,577	5,756	6,106	4,812	6,577	5,756	6,106	4,812
製造業	933	751	858	709	933	751	858	709
農業	3	1	1	—	3	1	1	—
林業	467	91	349	91	467	91	349	91
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	579	1,064	1,102	681	579	1,064	1,102	681
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業	—	—	28	11	—	—	28	11
卸売業	1,500	1,232	1,188	1,007	1,500	1,232	1,188	1,007
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	1,059	607	725	316	1,059	607	725	316
各種サービス業	1,123	1,298	1,054	1,018	1,123	1,298	1,054	1,018
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	677	510	598	481	677	510	598	481
その他	233	200	197	493	233	200	197	493
業種別合計	6,577	5,756	6,106	4,812	6,577	5,756	6,106	4,812

ホ 業種別又は取引相手別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却	
	平成19年9月中間期	平成20年9月中間期
製造業	68	295
農業	—	0
林業	—	—
漁業	—	—
鉱業	—	—
建設業	122	246
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業	—	12
卸売業	20	50
金融・保険業	—	—
不動産業	345	115
各種サービス業	148	100
国・地方公共団体	—	—
個人	9	6
その他	—	—
業種別合計	715	827

(注) 貸出金償却の額は、部分直接償却の実施額および最終処理により直接償却した額の合計額を記載しております。

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高の規定により資本控除した額

リスク・ウェイトの区分毎のエクスポージャー

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額			
	平成19年9月中間期		平成20年9月中間期	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	93,371	—	131,917
10%	—	52,756	—	49,969
20%	9,571	37,092	9,370	33,198
35%	—	46,360	—	43,318
50%	13,283	4,193	14,436	4,870
75%	—	88,219	—	76,868
100%	11,137	226,977	8,529	214,590
150%	181	1,013	290	577
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	34,173	549,984	32,627	555,311

(注) 1. 適格格付機関が個別格付を付与しているエクスポージャー（告示第51条の個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱いを含む。）は、格付有りに記載しております。
 2. ソブリン並びに、金融機関および第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しております。
 3. 担保や保証により信用リスクが削減されているエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しておりますが、リスク・ウェイトの区分は、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに応じて記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項（第4条第3項第5号）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

区 分	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成19年9月中間期	平成20年9月中間期
現金及び自己預金	11,997	11,607
適格債権	—	—
適格株式	—	—
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保合計	11,997	11,607
適格保証	7,766	6,455
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	7,766	6,455

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（第4条第3項第6号）

イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて計算しております。

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期	平成20年9月中間期
グロス再構築コストの額の合計額	0	—

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類および取引の区分	与信相当額	
	平成19年9月中間期	平成20年9月中間期
派 生 商 品 取 引	4	0
外国為替関連取引及び金関連取引	3	0
金利関連取引	0	—
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
合 計	4	0

(注) 原契約期間が5営業日以内（14日以内）の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ニ グロスの再構築に掛ける合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期	平成20年9月中間期
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額	4	0
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	4	0
差 引	0	0

ホ 担保の種類別の額

該当ありません。

へ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類および取引の区分	与信相当額	
	平成19年9月中間期	平成20年9月中間期
派 生 商 品 取 引	4	0
外 国 為 替 関 連 取 引 及 び 金 関 連 取 引	3	0
金 利 関 連 取 引	0	—
株 式 関 連 取 引	—	—
貴 金 属 関 連 取 引 (金 関 連 取 引 を 除 く)	—	—
そ の 他 の コ モ デ ィ テ ィ 関 連 取 引	—	—
ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	—	—
合 計	4	0

(注) 原契約期間が5営業日以内(14日以内)の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

該当ありません。

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項(第4条第3項第7号)

イ 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当中間期の証券化取引に係るものに限る。)

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期	平成20年9月中間期
住 宅 ロ ー ン 債 権	—	—
自 動 車 ロ ー ン 債 権	—	—
ク レ ジ ッ ト カ ー ド 与 信	—	—
リ ー ス 債 権	257	—
事 業 者 向 け 債 権	—	—
合 計	257	—

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、3月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当中間期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当中間期の証券化取引に係るものに限る。)

該当ありません。

(3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期	平成20年9月中間期
住 宅 ロ ー ン 債 権	—	—
自 動 車 ロ ー ン 債 権	—	—
ク レ ジ ッ ト カ ー ド 与 信	—	—
リ ー ス 債 権	257	—
事 業 者 向 け 債 権	—	—
合 計	257	—

(4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期		平成20年9月中間期	
	残 高	所要自己資本	残 高	所要自己資本
0%	—	—	—	—
20%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
100%	257	10	—	—
150%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自 己 資 本 控 除	—	—	—	—
合 計	257	10	—	—

(5) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

(6) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

(7) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて

該当ありません。

(8) 当中間期に証券化を行ったエクスポージャーの概略

該当ありません。

(9) 証券化取引に伴い当中間期に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

(10) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

連結子会社がオリジネーターとして保有する証券化取引の信用リスク・アセット額(自己資本比率告示附則第15条(証券化エクスポージャーに関する経過措置)の適用により算出されるリスク・アセット額)は平成19年9月中間期は465百万円、平成20年9月中間期はありません。

□ 連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期	平成20年9月中間期
住 宅 ロ ー ン 債 権	—	—
自 動 車 ロ ー ン 債 権	—	—
ク レ ジ ャ ッ ト カ ー ド 与 信 債 権	—	—
ク レ ジ ャ ッ ト ス ト リ ャ ッ ク 債 権	1,192	1,420
合 計	1,192	1,420

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト毎の残高及び所要自己資本

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期		平成20年9月中間期	
	残 高	所要自己資本	残 高	所要自己資本
0%	—	—	—	—
20%	192	1	—	—
50%	—	—	525	10
100%	1,000	40	895	35
150%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自 己 資 本 控 除 計	—	—	—	—
合 計	1,192	41	1,420	46

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。

(4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項（第4条第3項第9号）

イ 中間連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額

(1) 出資等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期		平成20年9月中間期	
	中間連結貸借対照表額	時 価	中間連結貸借対照表額	時 価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額	15,306	—	12,139	—
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額	2,330	—	2,792	—
合 計	17,636	17,636	14,932	14,932

(2) 子会社・関連会社株式の中間連結貸借対照表計上額等
該当ありません。

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期	平成20年9月中間期
売 却 損 益 額	51	△55
償 却 損 益 額	248	85

ハ 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額は平成19年9月中間期は4,859百万円、平成20年9月中間期は1,710百万円であります。

ニ 中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額
該当ありません。

ホ 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第6条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額
該当ありません。

銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額（第4条第3項第11号）

連結子会社を含めた金利リスク量については、連結子会社の金利感応性のあるバンキング勘定の資産・負債等の残高が僅少であるため、算出しておりません。